

第七号

徳島県震災対策基金条例の一部改正について

徳島県震災対策基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十六年十二月一日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県震災対策基金条例の一部を改正する条例

徳島県震災対策基金条例（平成二十四年徳島県条例第七十一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

徳島県命を守るための大規模災害対策基金条例

第一条を次のように改める。

（設置）

第一条 南海トラフを震源とする巨大地震、台風による豪雨その他の異常な自然現象により生ずる大規模な災害から県民の命を守るための対策として行う当該災害の未然の防止、発生時の応急措置並びに収束後の復旧及び復興に関する事業に要する経費に充てるため、徳島県命を守るための大規模災害対策基金（以下「基金」という。）を設置する。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の徳島県震災対策基金条例による徳島県震災対策基金は、改正後の徳島県命を守るための大規模災害対策基金条例による徳島県命を守るための大規模災害対策基金とみなす。

提案理由

大規模な自然災害が全国的に増加している状況に鑑み、徳島県震災対策基金について、震災以外の大規模な自然災害から県民の命を守るための対策に要する経費にも充てることができることとする必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。